

Information

スマート国勢調査！平成27年国勢調査を実施しています

9月26日から調査員が世帯を訪問して調査票を配布しています。

問 役場 企画財政課 企画係 内線2232

- ◆国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- ◆調査票には、あなたの世帯の世帯員を漏れなく記入してください。
- ◆記入いただいた調査票は、調査員に直接提出いただくか、調査票と一緒にお配りした郵送提出用の封筒に入れて郵送でご提出いただけます。



<国勢調査コールセンター>

☎0570-07-2015

※IP電話の場合 ☎03-4330-2015

■**設置期間**：8月24日から10月31日まで

■**受付時間**：8時～21時(土・日・祝日にもご利用になれます)

※おかけ間違いのないようご注意ください。※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

Information

いよいよマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります

◆マイナンバーとは…

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号のことで、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書へのマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーは生涯にわたって使うもので、大切にしてください。

◆マイナンバーは10月以降簡易書留で届きます

簡易書留の中身はマイナンバーの通知カード、個人番号カードの申請書と返信用封筒およびマイナンバーについての説明書です。

原則として住民票の世帯ごとにお送りします。通知カードは大切に保管してください。



マイナンバー

「マイナ」です
よろしくね!

◆平成28年1月から、希望される方に「個人番号カード」の交付が開始されます

個人番号カードは本人確認に利用できる公的身分証明書です。

マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示を求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。

マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が個人番号カードだけで完了します。

◆民間事業者のみなさまも、マイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、源泉徴収票の作成手続き等の税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

民間事業者のマイナンバーの取り扱いにあたっては、特定個人情報保護委員会がガイドラインを作成しておりますので、詳しくは特定個人情報保護委員会のホームページをご覧ください。

◆マイナンバーのお問い合わせは…

- コールセンター【全国共通ナビダイヤル】
☎0570-20-0178